

処分等の種類	免許取消	
事実発生年月日	—	
事実探知の動機	情報提供	
聴聞年月日	—	
処分等年月日	令和5年9月20日	
適用条項又は該当条項	法第67条第1項	
処分等の根拠条項	法第67条第1項	
被処分者	商号又は名称	株式会社住まいステーション
	代表者	井上 智
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事(1)第3692号 平成30年12月7日
	主たる事務所の所在地	大津市大萱五丁目34番1号1階
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の事務所の所在地が確知できないことから、宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づき、令和5年8月14日付け滋賀県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても申出がなかったため。</p>		
原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人または法人である業者の代表者 (宅建士資格 あり/なし) ・代表者以外の役員または政令使用人 (宅建士資格 あり/なし) ・一般セールスマン (宅建士資格 あり/なし) 	